第千九百二十九号

平成二十一年

月

 \mathbb{H}

三月九日

曜

次

目

告 示

| ○都市公園の区域変更一四六 | ○土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定(二件)一三九 | ○道路の供用開始(七件)一三八 | ○道路の区域変更一三七 | ○保安林の指定の解除の予定一三七 | ○保安林の指定の予定一三七 |
|---------------|---------------------------------|-----------------|-------------|------------------|---------------|
| 四六 | 三九 | 三八 | 三七 | 三七 | 三七 |

○特定非営利活動法人の定款変更の認証申請…………………………………………一四七 ○特定非営利活動法人の設立の認証申請(二件)………………………………………一四七

示

告

山梨県告示第六十七号

うに保安林の指定をする予定である。 森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条第一項の規定により、 次のよ

平成二十一年三月九日

山梨県知事

保安林の所在場所

七三四内一 南アルプス市下市之瀬字大日向一六九九、一七〇〇、上市之瀬字大日向一七三四

指定の目的

土砂の流出の防備

指定施業要件

立木の伐採方法

次の森林については、 主伐は、 択伐による。

横 内 正 明

Ш

梨

県

公

報

第千九百二十九号

平成二十一年三月九日

る。)、一七三四内 下市之瀬字大日向一七〇〇、 上市之瀬字大日向一七三四(次の図に示す部分に限

2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3 市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る

間伐に係る森林は、次のとおりとする。

立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

南アルプス市役所に備え置いて縦覧に供する。) 「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、 その図面及び関係書類を山梨県庁及び

山梨県告示第六十八号

うに保安林の指定を解除する予定である。 森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十六条第二項の規定により、

平成二十一年三月九日

解除に係る保安林の所在場所

山梨県知事

横

内

正

明

いて次の図に示す部分に限る。) 南都留郡富士河口湖町河口字御坂山三 一四七六の一・二四七六の二四 (以上二筆につ

二 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

解除の理由

 \equiv

道路用地とするため

(「次の図」は、 省略し、その図面を山梨県庁及び富士河口湖町役場に備え置いて

縦覧に供する。

山梨県告示第六十九号

所において、この告示の日から平成二十一年三月三十日まで一般の縦覧に供する。 路の区域を変更する。その関係図面は、 道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定により、 山梨県県土整備部道路管理課及び峡南建設事務 次のとおり道

平成二十一年三月九日

道路の種類

折門古関線

山梨県知事 横

内 正

明

三 道路の区域

| 先まで | 南巨摩郡身延町根子字赤沢四五六〇番の一地先から | 南巨摩郡身延町根子字赤沢四五六〇番の一 | 区間 |
|--------|-------------------------|---------------------|--------|
| 新 | | 旧 | の旧 新 |
| 一〇・〇~六 | 一四 | 九・〇~ | (メートル) |
| 七六・〇 | | 七六・〇 | (メートル) |

山梨県告示第七十号

所において、この告示の日から平成二十一年三月三十日まで一般の縦覧に供する。路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び峡南建設事務道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第二項の規定により、次のとおり道

平成二十一年三月九日

山梨県知事 横 内 正 明

| 道一 | 種道 |
|---|----------|
| 般国 | 類路の |
| 1110 | 路 |
| 三〇〇号 | 線 |
| .5 | 名 |
| 沢九○一番地先まで南巨摩郡身延町大字波高島字宮宮一三番の三地先から宮一座郡身延町大字波高島字若南巨摩郡身延町大字波高島字若 | 区間 |
| 一 八 . 0 | (メートル) 長 |
| 一八・〇 平成二十一 | 期日開始の |

山梨県告示第七十一号

の縦覧に供する。所(峡北支所を除く。)において、この告示の日から平成二十一年三月三十日まで一般所(峡北支所を除く。)において、この告示の日から平成二十一年三月三十日まで一般路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び中北建設事務道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第二項の規定により、次のとおり道

平成二十一年三月九日

山梨県知事 横 内 正

明

| 県道 | 種道類の |
|-----------------------|----------|
| 左 口 府 線 中 | 路 |
| 左口線甲府中央右 | 線 |
| 右 | 名 |
| の二地先までの二地先までの二地先まで | 区間 |
| 番 番 | |
| 一二0 · 八 | (メートル) 長 |
| 年三月十四 | 期日供用開始の |

山梨県告示第七十二号

の縦覧に供する。所(峡北支所を除く。)において、この告示の日から平成二十一年三月三十日まで一般所(峡北支所を除く。)において、この告示の日から平成二十一年三月三十日まで一般路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び中北建設事務道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第二項の規定により、次のとおり道

平成二十一年三月九日

山梨県知事 横 内 正 明

| 区 間 延 長 供用開 中市極楽寺字神明一二二番の 八八一・七 平成二年三月 地先から 年三月 地先から 日 |
|--|
| 八 八 一 ト 七 ル 長 |
| |

山梨県告示第七十三号

の縦覧に供する。
所(峡北支所を除く。)において、この告示の日から平成二十一年三月三十日まで一般所(峡北支所を除く。)において、この告示の日から平成二十一年三月三十日まで一般路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び中北建設事務道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第二項の規定により、次のとおり道

平成二十一年三月九日

山梨県知事 横 内 正 明

| 県道 | 種道類の |
|---|------------|
| プ韮 | 路 |
| ス中央線 ルル | 線 |
| 線ル | 名 |
| 二地先まで 中央市成島字中田一二七三番の 中央市臼井阿原字葭原二四七三 中央市臼井阿原字 | 区間 |
| 三二四六・ | (メートル ロ |
| 五. | 少 長 |
| 日 年三月十四 円十四 | 期日開始の |

山梨県告示第七十四号

の縦覧に供する。 路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び中北建設事務 所(峡北支所を除く。)において、この告示の日から平成二十一年三月三十日まで一般 道路法 (昭和二十七年法律第百八十号) 第十八条第二項の規定により、次のとおり道

平成二十一年三月九日

山梨県知事 横 内 正

明

種道

県

| 県道田 | 種類の路 |
|--|-------------|
| 甲斐芦安線 | 線 |
| | 名 |
| 等五二番の三地先まで南アルプス市大字芦安安通字石南アルプス市大字芦安安通字石南アルプス市大字芦安安通字下南アルプス市大字芦安芦倉字下 | 区間 |
| 五五五 | (メートル) 長 |
| 年三月九日 | 期日開始の |

山梨県告示第七十五号

所において、この告示の日から平成二十一年三月三十日まで一般の縦覧に供する。 路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び峡東建設事務 道路法 平成二十一年三月九日 (昭和二十七年法律第百八十号) 第十八条第二項の規定により、次のとおり道

山梨県知事 横

内 正

明

間 延 Z ル 長 期日 供用開始の

Ш

梨 県

公

報

第千九百二十九号

平成二十一年三月九日

種類の

路

線 名

X

県道 宮山梨線 笛吹市石和町川中島字西堤外町 笛吹市石和町川中島字西堤外町 一六〇七番の一五地先から 六〇七番の一四地先まで 二九・六 平成二十 年三月九日

山梨県告示第七十六号

所において、この告示の日から平成二十一年三月三十日まで一般の縦覧に供する。 路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び峡南建設事務 道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第二項の規定により、 次のとおり道

山梨県知事 横 内

正

明

平成二十一年三月九日

| 道 | 類路の |
|----------------------------------|-------------|
| 折門古関線 | 路 線 名 |
| 六○番の一地先まで南巨摩郡身延町根子字赤沢四五六○番の一地先から | 区間 |
| 七六・〇 | (メートル) |
| 七六・〇 平成二十一 | 期日開始の |

山梨県告示第七十七号

部砂防課及び富士・東部建設事務所に備え置いて縦覧に供する。 第五十七号)第六条第一項の規定により土砂災害警戒区域を、同法第八条第一項の規定 により土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。その関係図面は、 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成十二年法律 山梨県県土整備

平成二十一年三月九日

土砂災害警戒区域

山梨県知事

横

内

正

明

市町村名

区域の名称 土砂災害警戒 現象の種類 原因となる自然 土砂災害の発生

土砂災害警戒区域の表示

三九

| | | | | | | | | | | | | | | | | | | 忍野村 |
|------|------|---------|----------|-----------------------|--------------|--------------------------|--------------|------|-----------------------|----------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|
| 湯之平沢 | アミダ沢 | 峰山沢 | 峰山沢の1 | 峰山沢の2 | 下瀬戸山沢 | 瀬戸山沢 | 金山沢 | 峯 山沢 | 平 山 沢 の 2 | 忍草Ⅲの2 | 忍草Ⅲ | 内野Ⅱ—3 | 内野Ⅱ—2 | 内野Ⅱ——1 | 忍野温泉 | 小臼 | 宿屋敷—2 | 宿屋敷—1 |
| 土石流 | 土石流 | 土石流 | 土石流 | 土石流 | 土石流 | 土石流 | 土石流 | 土石流 | 土石流 | 急傾斜地の崩壊 | 急傾斜地の崩壊 | 急傾斜地の崩壊 | 急傾斜地の崩壊 | 急傾斜地の崩壊 | 急傾斜地の崩壊 | 急傾斜地の崩壊 | 急傾斜地の崩壊 | 急傾斜地の崩壊 |
| | | | | | | | | | | | | | | | | | (区) 正全田 | (図面省各) |
| | | | 月里木 | 忍野讨 | 市町村名 | | 二 土砂災害特別警戒区域 | | | | | | | | | | | |
| 記した。 | 忍野温泉 | | | 宿 室 敷 — 1 | 区域の名称の名称 | 上沙災害寺別警戒 | ?警戒区域 | 新名圧川 | 新名圧川の2―2 | 新名圧川の2―1 | 賀背川 | 賀背川の2 | 賀背川の3―2 | 賀背川の3―1 | 子の神石久保川 | 仙土久保川 | 小石久保川 | 内野沢 |
| | カー | 急傾斜地の崩壊 | 急頃斜地の崩壊 | 急頃斜地の崩壊 | 現象の種類原因となる自然 | 土砂災害の発生 | | 土石流 | 土石流 | 土石流 | 土石流 | 土石流 | 土石流 | 土石流 | 土石流 | 土石流 | 土石流 | 土石流 |
| | 1 | | - (図面省略) | 欠の図のとおり | | 示及び当該自然現象により土砂災害特別警戒区域の表 | | | 1 | ı | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | | | |

平成二十一年三月九日

部砂防課及び富士・東部建設事務所(吉田支所を除く。)に備え置いて縦覧に供する。により土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。その関係図面は、山梨県県土整備第五十七号)第六条第一項の規定により土砂災害警戒区域を、同法第八条第一項の規定

山梨県告示第七十八号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成十二年法律

| 1 | 土石流 | 新名圧川の2―2 |
|---|---------|-------------|
| | 土石流 | 新名圧川の2―1 |
| | 土石流 | 賀背 川 |
| | 土石流 | 子の神石久保川 |
| | 土石流 | 仙土久保川 |
| | 土石流 | 小石久保川 |
| | 土石流 | 峰山沢 |
| | 土石流 | 瀬戸山沢 |
| | 土石流 | 金山沢 |
| | 土石流 | 峯 山沢 |
| | 急傾斜地の崩壊 | 忍草Ⅲの2 |
| | 急傾斜地の崩壊 | 忍草Ⅲ |
| | 急傾斜地の崩壊 | 内野Ⅱ―3 |
| | 急傾斜地の崩壊 | 内野Ⅱ—2 |
| | 急傾斜地の崩壊 | 内野Ⅱ—1 |

一 土砂災害警戒区域

山梨県知事

横

内

正

明

| 松留 4 | 松留3 | 松留2-3 | 松留2-2 | 松留2-1 | 松留 | 寺下Ⅲの2 | 寺下皿 | 尾崎Ⅲの2 | 原Ⅲの2 | 原Ⅲ | 尾崎Ⅲ | 原 | 片畑 | 遠所Ⅱ | 寺下Ⅱ の 4 | 寺下Ⅱ の 3 | 寺下Ⅱの2 | 寺下Ⅱ |
|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------------|---------------|---------|---------|
| 急傾斜地の崩壊 | 急傾斜地の崩壊 | 急傾斜地の崩壊 | 急傾斜地の崩壊 |

| 奥平の4―2 | 奥平の4―1 | 奥平 | 奥平の3 | 奥平の2 | 目の4 | 目の2 コモア四方津二丁 | 目コモア四方津二丁 | 仲居下 | 当月 | 千足の2―2 | 千足の2―1 | 千足—2 | 千足—1 | 久保 | 牧野道下 | 牧野 |
|---------|---------|---------|---------|---------|---------|--------------|-----------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|
| 急傾斜地の崩壊 | 急傾斜地の崩壊 | 急傾斜地の崩壊 | 急傾斜地の崩壊 | 急傾斜地の崩壊 | 急傾斜地の崩壊 | 急傾斜地の崩壊 | 急傾斜地の崩壊 | 急傾斜地の崩壊 | 急傾斜地の崩壊 | 急傾斜地の崩壊 |

| 奈良山川——1 | 棚の入沢―2 | 棚の入沢―1 | 浜沢 | 高金沢 | 尾崎入沢 | 曽根沢 | 金久保沢 | 戸津沢 | 川合Ⅲ | 奥平Ⅲ | 目Ⅲ―2 | | 目Ⅲ—1 | 千足Ⅱ | 仲 山 II | 川合 | 奥平の4―3 |
|---------|-----------|---------------|--|--|--|--|--|---|--|--|--|---|---|---------|--|---------------------------------------|---------|
| 土石流 | 土石流 | 土石流 | 土石流 | 土石流 | 土石流 | 土石流 | 土石流 | 土石流 | 急傾斜地の崩壊 | 急傾斜地の崩壊 | | | 急傾斜地の崩壊 | 急傾斜地の崩壊 | 急傾斜地の崩壊 | 急傾斜地の崩壊 | 急傾斜地の崩壊 |
| | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 呼戸沢―1 | 川合沢 | 大川合沢 | 大沢川 | 寺下下沢 | サルイ沢 | 下尾 | 十王堂入沢―2 | 十王堂入沢―1 | 寺下沢 | 高根沢 | 滝の入沢 | 薬師堂沢 | 鷲尾沢 | 滝沢 | 藤の田沢 | 奈良山川—4 | 奈良山川―3 |
| 土石流 | 土石流 | 土石流 | 土石流 | 土石流 | 土石流 | 土石流 | 土石流 | 土石流 | 土石流 | 土石流 | 土石流 | 土石流 | 土石流 | 土石流 | 土石流 | 土石流 | 土石流 |
| | 土石流 呼戸沢―1 | 土石流 町戸沢―1 | 土石流 十五流 土石流 大川合沢 川合沢 川合沢 | 土石流 土石流 土石流 大川合沢 川合沢 川合沢 | 土石流 土石流 土石流 大川合沢 土石流 中戸沢―1 | 土石流 土石流 土石流 土石流 土石流 サルイ沢 井田合沢 大田合沢 川合沢 川合沢 | 土石流 土石流 土石流 下尾 土石流 土石流 サルイ沢 土石流 大川合沢 川合沢 川合沢 | 1 2 1 土石流 土石流 土石流 土石流 土石流 土石流 サルイ沢 土石流 大沢川 大沢川 大川合沢 川合沢 1 | 1 2 1 土石流 土石流 土石流 土石流 土石流 土石流 土土石流 土土石流 土土石流 土土石流 土土石流 下尾 十王堂入沢一1 十王堂入沢一1 十王堂入沢一1 十五堂入沢一1 十五堂入沢一2 十五堂入沢一1 十五堂入沢一2 十五堂入沢一2 <td>1 2 1 出土石流 土石流 土石流 土石流 土石流 土石流 土石流 土土石流 土土石流 土土石流 土土石流 土土石流 土土石流 土土宣文、沢ー1 土土堂、大沢ー1 十三堂、大沢ー1 中ルイ沢 中の元 中の元<</td> <td>1 2 1 品 品 品 品 品 会傾斜地の崩壊 土石流 土石流 土石流 土石流流 土石流流 土石流流 十王堂入沢ー 寺下沢 十王堂入沢ー 十王堂入沢ー 1 中戸沢ー 1 日禄沢 日本 日本</td> <td> 1 2 1 1 2 1 2 1 2 4 2 4 4 4 4 4 4 4</td> <td> 1 1 2 1 1 2 1 2 4 4 4 4 4 4 4 4 4</td> <td> 1</td> <td>1 2 1 は は は は は は は た<</td> <td> 1 2 1 1 2 1 1 2 1 1</td> <td> 1</td> | 1 2 1 出土石流 土石流 土石流 土石流 土石流 土石流 土石流 土土石流 土土石流 土土石流 土土石流 土土石流 土土石流 土土宣文、沢ー1 土土堂、大沢ー1 十三堂、大沢ー1 中ルイ沢 中の元 中の元< | 1 2 1 品 品 品 品 品 会傾斜地の崩壊 土石流 土石流 土石流 土石流流 土石流流 土石流流 十王堂入沢ー 寺下沢 十王堂入沢ー 十王堂入沢ー 1 中戸沢ー 1 日禄沢 日本 日本 | 1 2 1 1 2 1 2 1 2 4 2 4 4 4 4 4 4 4 | 1 1 2 1 1 2 1 2 4 4 4 4 4 4 4 4 4 | 1 | 1 2 1 は は は は は は は た< | 1 2 1 1 2 1 1 2 1 1 | 1 |

| | | | 上野原市 | 市町村名 | 土砂災害特別警戒区域 | | | | | | | | | | | |
|---------|---------|---------|---------|--|------------|-------|-------|--------|------|-----|-----|-------|-------|-----|------|------|
| 浜沢―2 | 浜沢―1 | 丹保向 | 蟹窪 | 区域の名称 | 警戒区域 | 千足川—3 | 千足川—2 | 千足川——1 | トツラ沢 | 寺山沢 | 中丸沢 | 今井沢―2 | 今井沢―1 | 仲居沢 | 上奥平沢 | 下奥平沢 |
| 急傾斜地の崩壊 | 急傾斜地の崩壊 | 急傾斜地の崩壊 | 急傾斜地の崩壊 | 現象の種類 現象の種類 現象の種類 | | 土石流 | 土石流 | 土石流 | 土石流 | 土石流 | 土石流 | 土石流 | 土石流 | 土石流 | 土石流 | 土石流 |
| | | | 次の図のとおり | れる衝撃に関する事項 建築物に作用すると想定さ は砂災害特別警戒区域の表 | | | | | | | | | | | | |

| - | 尾崎Ⅲ | 原 | 片畑 | 遠所Ⅱ | 寺下II の 4 | 寺下 II の 3 | 寺下II の 2 | 寺下Ⅱ | 浜沢Ⅱの4 | 浜沢Ⅱの2 | 中島Ⅱ | 藤の田Ⅱ | 片畑Ⅱの2 | 片畑Ⅱ | 遠所 | 板崎 | 上尾崎 | 浜沢 | 浜沢小 |
|---|---------|---------|---------|---------|----------|--------------------|----------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|
| | 急傾斜地の崩壊 | 急傾斜地の崩壊 | 急傾斜地の崩壊 | 急傾斜地の崩壊 | 急傾斜地の崩壊 | 急傾斜地の崩壊 | 急傾斜地の崩壊 | 急傾斜地の崩壊 | 急傾斜地の崩壊 | 急傾斜地の崩壊 | 急傾斜地の崩壊 | 急傾斜地の崩壊 | 急傾斜地の崩壊 | 急傾斜地の崩壊 | 急傾斜地の崩壊 | 急傾斜地の崩壊 | 急傾斜地の崩壊 | 急傾斜地の崩壊 | 急傾斜地の崩壊 |

| 当月 | 千足の2-2 | 千足の 2 1 | 千足—2 | 千足———————————————————————————————————— | 久保 | 牧野道下 | 牧野 | 松留4 | 松留3 | 村以田 2 | | 松留2—2 | 松留2-1 | 松留 | 寺下Ⅲ の 2 | 寺下Ⅲ | 尾崎Ⅲの2 | 原Ⅲ Ⅲ の 2 | 原Ⅲ |
|---------|---------|---------------|--------------|--|---------|--------------------|---------|---------|---------|-----------------|---------|-------------------|----------|---------|-----------------|------------|---------|-------------------|---------|
| 急傾斜地の崩壊 | 急傾斜地の崩壊 | 急傾斜地の崩壊 | 急傾斜地の崩壊 | 急傾斜地の崩壊 | 急傾斜地の崩壊 | 急傾斜地の崩壊 | 急傾斜地の崩壊 | 急傾斜地の崩壊 | 急傾斜地の崩壊 | 急化余封 の肩切 | 急頂斗也つ肩喪 | 急傾斜地の崩壊 | 急傾斜地の崩壊 | 急傾斜地の崩壊 | 急傾斜地の崩壊 | 急傾斜地の崩壊 | 急傾斜地の崩壊 | 急傾斜地の崩壊 | 急傾斜地の崩壊 |
| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 奥平Ⅲ | 目Ⅲ―2 | 日田 フレブ海ニー、 | コモア四方書二丁 | 千里 1 | 仲 リ 山 1 II | | 7) (| 奥平の4―2 | 奥平の4―1 | 奥平 | 學可 0:3 | | | 目の4 コモア四方津二丁 | 目の2万万万元 | E P | ヨモア四方津二丁 | 仲居下 |
| | 急傾斜地の崩壊 | 急傾斜地の崩壊 | 急化余 | 急質料也の崩喪 | 地 : | 急頃斜地の崩壊 | 急項料也の崩喪 | 急項料他の崩喪 | 急頃斜地の崩壊 | 急傾斜地の崩壊 | 急傾斜地の崩壊 | 完化余 北 <i>の</i> 崩壊 | 急負斗也) 有臭 | 急質料也の崩壊 | 急傾斜地の崩壊 | 急化余 | 急質料也の消喪 | 急傾斜地の崩壊 | 急傾斜地の崩壊 |
| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

| 梨 |
|----------|
| 県 |
| 公 |
| 報 |
| 第千 |
| 第千九百二 |
| 十九号 |
| 平成二十 |
| <u>.</u> |
| 年三月九日 |

Ш

| 下尾 | 十王堂入沢―2 | 十王堂入沢―1 | 寺下沢 | 高根沢 | 滝の入沢 | 薬師堂沢 | 鷲尾沢 | 滝沢 | 奈良山川—4 | 奈良山川―3 | 奈良山川—2 | 奈良山川——1 | 棚の入沢―2 | 尾崎入沢 | 曽根沢 | 金久保沢 | 戸津沢 | 川合皿 |
|-----|---------|---------|-----|-----|------|------|-----|-----|--------|--------|--------|---------|--------|------|-----|------|-----|---------|
| 土石流 | 土石流 | 土石流 | 土石流 | 土石流 | 土石流 | 土石流 | 土石流 | 土石流 | 土石流 | 土石流 | 土石流 | 土石流 | 土石流 | 土石流 | 土石流 | 土石流 | 土石流 | 急傾斜地の崩壊 |
| | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

| | Щ |
|---|-------|
| * | 私儿 |
| • | 木 |
| (| 梨県: |
| | 4 |
| | 告示 |
| 3 | 둓 |
| , | 77. |
| | 第 |
| 3 | 七 |
| 7 | ب |
| ĵ | \pm |
| J | |
| ì | 九号 |
| ` | |
| | ヶ |
| | |

千足川-

3

土石流

千足川-

2

土石流

寺山沢

土石流

中丸沢

土石流

今井沢-

1

土石流

仲居沢

土石流

下奥平沢

土石流

呼戸沢―2

土石流

呼戸沢―1

土石流

川合沢

土石流

大川合沢

土石流

大沢川

土石流

サルイ沢

| 土石流

寺下下沢

土石流

平成二十一年三月九日県条例第二十一号)第二十六条の規定に基づき、告示する。県条例第二十一号)第二十六条の規定に基づき、告示する。次のとおり都市公園の区域を変更するので、山梨県都市公園条例 (昭和三十九年山梨

名

称

位

置

変更に係る区域

山梨県知事

横

内

正

明

供用開始年月日

四六

曽根丘陵公園 清水 甲府市下曽根町字石 次の図面のとおり 平成二十一年三月九 日

覧に供する。 (「次の図面」 は、 省略し、その図面を山梨県県土整備部都市計画課に備え置いて縦

公 告

特定非営利活動法人の設立の認証申請

に備え置いて縦覧に供する。 り特定非営利活動法人の設立の認証申請があった。その関係書類は、県民情報センター 特定非営利活動促進法 (平成十年法律第七号) 第十条第一項の規定により、次のとお

平成二十一年三月九日

山梨県知事

横 内 正 明

びにその定款に記載された目的 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並 申請のあった年月日 平成二十一年二月二十三日

1 名称 特定非営利活動法人慢性疾患診療支援システム研究会

2 代表者の氏名 塚原重雄

3 主たる事務所の所在地 山梨県中央市下河東千百十番地

4 定款に記載された目的

する。 効的かつ効率的な診療をはかるための支援システムの開発と運営に関する事業を行 い、医療・福祉の増進を図るとともに、情報化社会の発展に寄与することを目的と この法人は、広く慢性疾患を有する患者もしくはその危険性のある者に対して有

 \equiv 縦覧期間 平成二十一年三月三日から平成二十一年五月二日まで

特定非営利活動法人の設立の認証申請

に備え置いて縦覧に供する。 り特定非営利活動法人の設立の認証申請があった。その関係書類は、県民情報センター 特定非営利活動促進法 (平成十年法律第七号) 第十条第一項の規定により、次のとお

平成二十一年三月九日

山梨県知事 横 内 正

明

申請のあった年月日 平成二十一年二月二十五日

Ш

梨

県

公

報

第千九百二十九号

平成二十一年三月九日

一 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並 びにその定款に記載された目的

1 名称 特定非営利活動法人山梨ダルク

2 代表者の氏名 内田幸雄

主たる事務所の所在地 山梨県甲府市伊勢四丁目二十一番一号清水ビル

定款に記載された目的

3

うことができるように支援活動を行うことで、社会貢献に寄与することを目的とす して、依存症者が、自分の望む場所で自立的に生活し、自分の望む社会的役割を担 いという意志を基に、回復のためのプログラムを提供し、回復の手助けをする。そ この法人は、薬物依存症や他の依存症で苦しんでいる人たちに対して、回復した

縦覧期間 平成二十一年二月二十六日から同年四月二十五日まで

• 特定非営利活動法人の定款変更の認証申請

とおり特定非営利活動法人の定款変更の認証申請があった。 センターに備え置いて縦覧に供する。 特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二十五条第一項の規定により、 その関係書類は、県民情報

平成二十一年三月九日

山梨県知事 横 内 正 明

申請のあった年月日 平成二十一年二月二十三日

びにその定款に記載された目的 申請に係る特定非営利活動法人の名称、 代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並

1 名称 特定非営利活動法人 たんぽぽ

2 代表者の氏名 板山洋子

主たる事務所の所在地 山梨県甲府市湯田二丁目二番七号

4 定款に記載された目的

3

とする。 て在宅障害者福祉の向上と地域の福祉意識の高揚・環境の整備に関与する事を目的 情報技術の修得等に関する事業を通じて、職業能力の開発や就労支援を行い、もっ この法人は、障害を持つ人々に対して、社会的自立の促進と地域住民との交流、

縦覧期間 平成二十一年二月二十四日から同年四月二十三日まで

 \equiv

• 争議行為予告通知の受理

労働関係調整法 (昭和二十一年法律第二十五号)第三十七条第一項の規定により、 Ш

梨民主医療機関労働組合執行委員長田野口博幸から次のとおり争議行為を行う旨平成二 十一年二月二十六日付けで通知があった。

平成二十一年三月九日

山梨県知事 横 内 正 明

事件

次の要求事項解決のため

- 1 医師・看護師・介護職員をはじめとする医療・福祉労働者の大幅増員。
- 2 価制度」の導入反対 生活を守る賃金と雇用の確保。大幅な一時金の獲得、「成果主義賃金」「業績評
- 3 下請け・派遣労働の導入・拡大反対。
- 4 の改善。 長時間・2交代制勤務反対。准看護師から看護師への二年課程通信制の支援措置
- 日時

平成二十一年三月十一日以降、要求解決まで必要に応じて実施する。

\equiv 場所

甲府市宝一丁目九番一号 甲府共立病院

笛吹市石和町広瀬六百二十三番地 石和共立病院

南アルプス市桃園三百四十番地 巨摩共立病院

南アルプス市桃園三百四十番地の一 巨摩共立歯科診療所

笛吹市御坂町八千蔵五百三十八番地の一 御坂共立診療所

笛吹市御坂町八千蔵五百三十八番地の一 御坂共立歯科診療所

北杜市武川町牧ノ原千三百七十一番地 武川診療所

北杜市武川町牧ノ原千三百七十一番地 武川歯科診療所

甲府市丸の内二丁目九番二十八号 共立歯科センター

甲斐市富竹新田二百三十一番地の一 竜王共立診療所

甲府市宝一丁目十番五号 甲府共立診療所

南巨摩郡増穂町長沢二百二十五番地の四 ますほ共立診療所

甲府市宝一丁目五番十号 共立在宅ケアセンター甲府

南アルプス市桃園三百四十番地 共立在宅ケアセンター巨摩

笛吹市石和町広瀬六百二十三番地の二十四 共立在宅ケアセンター石和

甲斐市富竹新田二百三番地の一 メゾン広瀬一〇三号 共立在宅ケアセンター竜王

笛吹市御坂町八千蔵五百三十八番地の一 共立在宅ケアセンター御坂

北杜市武川町牧ノ原千三百七十一番地 共立在宅ケアセンター武川

南巨摩郡增穂町長沢 一百二十五番地の四 共立在宅ケアセンター増穂

発行者 Ш 梨 県 甲府市丸の内一丁目六番一号

印刷所 株サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番

以上の病院、診療所、 甲府市丸の内二丁目九番二十八号勤医協駅前ビル四階 甲府市若松町六丁目三十五番地 共立介護福祉センターわかまつ ーきょうりつ 大月市猿橋町殿上五百八十七番地の一 薬局をとりまく地域と病院、診療所、薬局の構内及び全職場、 共立診療所さるはし 甲府市地域包括支援センタ

兀 概要

または一部職場。

停止をはじめ、あらゆる形の争議行為とこれに対する妨害排除の一切の争議行為を単 独又は併用して行う。 三に掲げる場所において、全体的あるいは部分的に連続、断続を含む全ての業務の

ただし、救急患者及び重症患者の為の保安要員については、必要に応じて配置する。